

令和4年第4回東大和市議会総務委員会記録

令和4年7月14日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	和地仁美君	副委員長	中間建二君
委員	大后治雄君	委員	森田真一君
委員	蜂須賀千雅君	委員	佐竹康彦君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（3名）

副市長	小島昇公君	企画財政部長	神山尚君
企画政策課長	荒井亮二君		

会議に付した案件

- (1) 4第11号陳情 自治体憲法としての「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情
- (2) 4第12号陳情 東大和市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情
- (3) 4第13号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情

午前 9時 開議

○委員長（和地仁美君） ただいまから令和4年第4回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（和地仁美君） 初めに、4第11号陳情 自治体憲法としての「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 4第11号陳情 自治体憲法としての「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（森田真一君） 意見もあるのですが、取りあえずちょっとお伺いしたいのは、正副委員長において陳情者と面談をなさってるかと思うんですが、この表題にある憲法条例、これはあまり聞きなれない言葉であるんですけども、どういうものを求めているのかというようなことは陳情者から御説明あったかどうかということをお伺いします。

○委員長（和地仁美君） そうしましたら、面談の概略を皆さんに御報告いたします。

この陳情者の方、陳情の原意についてかなり長い文章を出されて、それに沿っていろいろとお考えをお聞きしたんですけども、そのお考えをお聞きした後に、私がつまりこういうことですねというふうに確認したら、そうだって言っていた部分がありますので、それについて御報告いたします。

この陳情者の方、文理解釈、論理解釈という形で、法律についてその解釈を文字面どおり、グレー部分なく解釈をするというやり方はどうかっていうことに常に疑問を抱いてる方で、憲法においてもそういった形で、こういうふうにも解釈できるんじゃないか、こういうふうにも解釈できるんじゃないかというふうに、都合によって解釈の幅を持っていることについてはよくないというお考えなので、これは東大和市として、憲法のこういう部分についてはこういうふうに解釈をしていますというふうに、要するに何て言うんですか、かみ砕いた、憲法の文章だと幅があるものについてのその幅の中の、東大和市はどの部分としてちゃんと理解して行政運営を行っているのかという形で、憲法条例という形で憲法を東大和市の理解に書き換えたものをつくるのがいいのではないかという御意見でいいんですねということを私のほうで確認をさせていただいたら、そうだというお答えを頂きました。

全国を見ても、こういうものを制定している自治体はないので、ぜひ東大和市としては日本で最初のそういう自治体になっていただきたいというお言葉も頂いたというところです。

以上です。

○委員（森田真一君） ありがとうございます。

私は、この陳情理由の4に書かれてます、自治体とは地方自治の本旨を体すること、すなわち日本国憲法を

血とし肉とする自治体憲法条例の制定を要件としとあるのですが、憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」という条項があって、なぜこの自治体憲法条例なるものを制定しないと、この地方自治の本旨、ここでは主に住民自治のことを言ってるのかなというふうに思うんですが、これが実現されないのかっていうこの論理が、この頂いた陳情書からは読み取ることができませんでした。論理が不明瞭でちょっと理解しかねるとというのが率直な感想であります。

ですので、残念ながら直ちにこの陳情に賛成しなければならない合理的な理由というのは見いだすことができなかったため、この陳情には賛成しかねるところです。

以上です。

○委員（大后治雄君） 本陳情の趣旨に賛同できる部分もあるんですけども、そこに至るロジックには同意できないということであります。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4 第11号陳情 自治体憲法としての「東大和市憲法条例」の制定を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（和地仁美君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決めます。

○委員長（和地仁美君） 次に、4 第12号陳情 東大和市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 4 第12号陳情 東大和市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては説明員の出席はありません。よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

○委員（森田真一君） この一般職員が行うサービスの宣誓は、先日の議会でも簡素化などもされたところであるわけですが、このサービスの宣誓については、地方公務員法第31条に基づいて任命権者である首長に対して職員がその職務の遂行において法令、憲法擁護義務等を遵守することを宣誓しているわけです。

一方で、地方公務員法では特別職員は適用除外となっておりますし、特別職員については憲法99条で「その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」っていう文言がありますので、これによって陳情の趣旨は十分満たされてるのではないかと考えます。

したがって、本陳情には賛成しかねるところです。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（大后治雄君） 今、森田委員がおっしゃったようなところが基本中の基本というか、ということになるかと思います。そういった意味で、我々はあくまでも特別職であって、選挙によって選ばれた者でございますので、こういったものが必要とは思えないということであります。

以上です。

○委員長（和地仁美君） そのほかございますか。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

4 第12号陳情 東大和市特別職員のサービスの宣誓に関する条例の制定を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（和地仁美君） 起立なし。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9時 8分 休憩

午前 9時 9分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（和地仁美君） 次に、4第13号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局長（嶋田 淳君） 4第13号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（中間建二君） 陳情の内容は、消費税におけるインボイス制度、この導入はもう既に制度として決定しているわけですが、これの中止を求める意見書に関してのものでございますので、改めて東大和市におけるこのインボイス制度に関係することについて何点か伺いたいと思います。

まず、1点目として、まだこれからスタートする制度ということもございますので、このインボイス制度というものに対して、東大和市ではどのように認識をして捉えていらっしゃるのかをまず伺いたいと思います。

また、それに関連して、この制度が導入されることによって東大和市においてはどのような対応・準備が必要になるのかをお尋ねしたいと思います。

それから、3点目として、これは当然消費税を納める全ての事業者に関係することになるかと思いますが、納税でするので本来であれば国の仕事かと思うんですが、東大和市においてこのインボイス制度が導入されることによって、市内の市民の方、事業者等への相談支援というようなものが東大和市が行うことになるのかどうか、この点3点についてお尋ねをしたいと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、お答えします。

最初に、インボイス制度についてでございますが、この制度は国税を主とする消費税にまつわる制度でございまして、その所管は財務省の外局である国税庁であり、またその下部組織であります税務署でございます。したがって、制度の理解促進や相談対応などにつきましては、原則的に国の責任において実施するものと考えてございます。

それでは、ホームページ等から入手しました国の資料を参考にお答えさせていただきます。

1点目のインボイス制度についてでございますが、商品が生産され、最終の顧客に販売されるまでの過程におきましては、原材料を仕入れ、そこから製品を製造し販売するといったように、同一の原材料等を基にした各取引の段階においてそれぞれ消費税が発生することになります。これを事業者から見ますと、原材料を仕入れる際に消費税を支払い、その原材料から製作した商品を販売する際は、逆に消費税を受け取るという形になります。この際、消費税が二重三重に課されることのないように、製品を売った際に得た消費税から原材料を仕入れた際に支払った消費税を控除した額を消費税として納めることとなります。この消費税額の控除を仕入税額控除と言いますが、控除するに当たりましては、消費税の適用税率や税額を正しく記載したインボイス、日本語で言いますと適格請求書の発行を受ける必要がございます。

インボイス制度とは、消費税率が標準税率10%と軽減税率8%になったことを受け、この複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の仕組みとして、令和5年10月1日から実施される制度と認識してございます。

次に、2点目の市の準備についてでございます。

市が行う取引のうち、インボイス制度の対象となるものとしたしましては、広告掲載や公共施設の命名権など、市が金銭を収入する取引が想定されております。こうしたケースにおきましては、市が発行する請求書等が、インボイス——適格請求書でない、市と取引する事業者が仕入税額控除を希望する場合に当該控除を受けることができません。そこで、市におきましても一事業者として適格請求書発行事業者となるための登録申請を行います。また、登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載したインボイス——適格請求書を交付するための準備として、必要に応じて業務システムの改修等を行う必要があるものと考えてございます。

次に、3点目の市内事業者や個人事業主への相談支援についてでございますが、インボイス制度の事業者向けの説明会、相談会につきましては、主管である税務署において実施しております。立川税務署におきましては、令和4年5月下旬から7月上旬にかけてインボイス制度の説明会を5回、インボイスの登録についての相談会、こちらも5回ほど税務署内で実施しております。

今後、税務署は管内の市に赴いての相談会等の開催について関係市と調整を進めていくと聞いてございます。また、市内の事業者からの相談等につきましては、東大和市商工会において随時対応していると聞いてございます。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

自由討議を行います。

○委員（森田真一君） では、この陳情にあるとおり、このインボイス——適格請求書と呼ばれる請求書や領収書等の伝票を基に消費税の納税額を計算する仕組み、以下インボイス制度とまとめておきますけども、これについては来年、令和5年10月から実施をされるということであります。

令和3年10月から、既に税務署への適格請求書発行事業者登録申請始まっていますけども、税務署から割り当てられた登録番号を記載した所定の様式に記載した請求書を取引のために取引相手に交付するという義務も生じてきます。この事業者や税理士の団体などからも、インボイス制度の実施によって国民の経済活動に様々な問題が引き起こされることになるのではないかとという点については指摘をされてるところです。

これを考えていく上で、消費税の制度そのものも含めて事実関係確認しておく必要があるのかというふうに思います。私は、これについて5点ほど注目をしてるんですけども、一つはインボイス制度の目的なんですけども、これは政府の説明では、専ら取引の正確な消費税額と消費税率を把握することだって言ってます。2019年の10月から、消費税は2つの税率8%、10%ということになってるんですが、この際に仕入れ税率の不正やミスで2%分の不当利益が生まれる可能性があるから、これを正確に取引ごとに全て把握する必要があるんだってという説明です。しかし、これについては、国会での審議では帳簿方式と呼ばれる現行の方式でも特段の問題は今起こってないというふうに答弁してるんで、そもそもこのインボイス制度の導入は現状必要がないものだっていうふうに考えられます。

次に、益税解消論ということなのですが、これはこの今のところにも係ってくるんですが、本来の目的の理由が希薄であるため、インボイス制度の導入の効用ということで益税解消論が挙げられています。これは、平成元年に東京と大阪のそれぞれの地裁で、免税事業者や簡易課税事業者が、消費者が払った消費税を税務署に納めていないのは違法だって訴えた裁判があります。これはいわゆる益税論ということですね。これで消費税は誰が払うべきものなのかってことがこの裁判で問われました。結局、この判決は、消費者は消費税の実質的な負担者ではあるけれども消費税の納税義務者ではないと、そして消費税分はあくまでも商品やサービスの提供に対する対価の一部にすぎないと、こういうふう結論づけました。勤め人の所得税の納税を例えにすれば、所得税の負担者と源泉徴収義務者が一致しないのと言ってみりゃ同じ理屈なのかと思います。

ついでに言えば、消費税は消費者、取引相手からの預り金だという預り金論も消費税ではありますけども、税務署の徴税の現場でもこれはまことしやかに言われてるわけですが、これもこの判決からいうと成り立つ余地がないということです。そもそも益税や預り金などというものは、消費税法上初めから存在しないということはこの判決からも明白です。

次に、3番目に課税対象の拡大の問題です。適格請求書発行事業者になれば、課税対象の年間売上げ1,000万円以下の零細事業者が新たに消費税課税事業者になります。陳情者は建設業の労働組合ですが、一人親方等の個人事業主、実態的には重層下請の末端で働く労働者が多く加入をしています。平均年収450から500万そこそこのところで新たに消費税10%が課せられると、転嫁できなければ死活問題となります。さらに、価格への転嫁は取引先による転嫁拒否よりも、むしろ経営戦略上転嫁できないという事業者のほうが多いということも言われています。今年の2月に、経産省の消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査の結果についてという資料を見ますと、全く転嫁できない、または経営戦略上転嫁できないと回答した事業所は、従業員規模別では51人以上の事業所では11%ほどと、それ以下の規模の事業所よりも割合が多く、業種別でいえばサービス業で14%弱、運輸業で6%弱ということで、転嫁できたとしても今次の物価急上昇の局面でさらに物価の高騰要因を生むこととなり、最終的には消費者物価、企業物価への跳ね返りを懸念せざるを得ません。

また、ある自治体のシルバー人材センターからの聞き取りでは、会員は被用者ではなく個人事業主扱いになっているため、インボイスが発行できる課税事業者になると、僅か年40万円ほどの収入から10%の消費税を納めていただくということになるけれども、会員の生活考えたらとてもそんなお願いできないと。発行元に10%の発注価格の引上げをお願いしなければならないんだけど、それによってそもそも会員の仕事を失うおそれもあると。発注価格がそのままではセンターがこれをかぶるということになりますので、今この聞き取りのケースでいえば、今百数十万円の消費税が3,000万円を超える見込みになるということで、どこのシルバー人材センターでも同様の負担に、どこに最終的に持ってもらおうのかということが問題となってくるというふう言ってます。

財務省の試算では、インボイス導入で税収が2,480億円増えるというふうに試算をされており、税率にすると1%の増税に等しいということになります。このように、増税による負担を国民の中で誰かに押しつけ合うということを強いるのがこのインボイス制度の本質ではないかというふうに考えます。

4番目に、零細事業者の廃業の危機を招くのではないかという問題です。当市でも、コロナ禍による事業不振や事業主の高齢化などによって閉店に追い込まれる事業所が目立っています。新たな消費税負担増や事務負担増による経費増によって、インボイス制度に対応できない事業者は取引からの排除と廃業の危機に追い込まれるということになることや、結果として生活保護などの社会保障費の支出への波及することも想像に難くな

いというふうに思われます。

5番目に、税率引上げとセットでの軽減税率導入の是非についてなんですけども、税率10%への引上げ時に消費税の逆進性を指摘する議論が沸騰しまして、国も与党も否定できず、増税に伴う景気への影響を配慮するとして新聞や食料品等に係る軽減税率を導入しました。このとき抱き合わせでインボイス制度が導入されたわけですが、今、その結果として、零細事業者を新たに消費税課税業者にすることになっています。これで本当にこれらの方々への配慮はされたのかという点については甚だ疑問を、今感じざるを得ないとこんなふうに思っております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（蜂須賀千雅君） 今回の陳情趣旨と陳情理由については、御賛同はなかなかしづらいなことだけ申し上げさせていただきます。

まず、インボイス制度は、先ほどありましたが、令和5年10月から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として導入されるものであり、昨年10月から登録が既に始まっていること、それからインボイスによって税額が明確になることや、中小事業者にとって適正な価格転嫁を行いやすくなるといったメリットが期待されており、政府・与党の複数税率の下で適正な課税を行うために必要な制度であると考えています。

また、先ほど益税の話もありましたが、国に納めるべき消費税が事業者の手元に残る、いわゆる益税を防ぐことにもなり、消費税が現在抱えてる矛盾も解消されると期待されています。

また、取引の透明性を高めることで公平公正な制度となり、消費税に関する不正やミスを防ぐことにもなります。

また、導入に当たっては、4年間の準備期間を設けるとともに、さらに6年間にわたって免税事業者からの仕入れについては一定の仕入税額控除を認めるなど、事業者の準備のための十分な期間10年間を設けています。制度の円滑な導入に向けて、関係省庁また自治体の周知、広報をはじめ、必要な取組を進めていくという目標もあり、今回の陳情内容につきましては、インボイス制度の導入を求めている政府・与党の立場、我が党としても異なることから賛同できないということだけはお伝えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員（中間建二君） 新たにインボイス制度が導入されるわけですので、現場の方々から様々な御不安ですとか御心配の声が上がることについては、やむを得ないかなというふうにも思っております。

また一方で、消費税そのものは広く社会保障の財源として充てられており、またそのことについては東大和市議会でも、予算または決算の審査の中で東大和市政における消費税の財源の活用についても御説明がありますので、我々議員としても十分に理解をしているものと思います。そういう意味では、この消費税をきちっと社会保障の安定的な財源として活用していくためには、様々な弊害等が指摘されておりました益税の解消等に資するこのインボイス制度の導入については、着実に進めていかなければいけないものであるかと思っております。

そういう意味では、この市議会として中止を求める意見書を出してもらいたいということでもありますので、当然それには賛同できないものでありますが、むしろ現場が混乱することのないよう、このインボイス制度の今このデジタル化についても議論がなされ、準備がされてるというふうにも伺っておりますので、混乱がないような国の取組をむしろ東大和市議会としては求めていくべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

○委員（床鍋義博君） 今回のインボイス制度導入によって、税収が試算によると2,480億円税収が上がるということでしたけれども、これは本当にそうなのかなと、実質ですね。それはなぜかという、今1,000万円以下の事業者っていうのは、いわゆる零細ですね、ほとんど。零細企業か零細個人の事業者なわけですね。その人たちがこれを負担するとなると、それに対する国が行ってる様々な施策がありますよね、補助金を出したりとかって。ということは、そこが負担する2,480億円をそこから持っていったりすると、同じ金額ぐらいたまたそれに対する補助とかそういうことが必要になるんじゃないか。そうすると、片っぱの財布で入れておきながら片っぱの財布で出すっていうようなことでより複雑になる。

事業を……、税ってシンプルじゃなきゃいけないと思うんですよ。それを複雑化しておきながら、なおかつ効果が少ないっていうふうにごく見えるんですね、この制度って。ですから、これはまだこの零細に対する対応が全く総合的に考えられていない。一部分だけ見てこれだけ上がりますよって言うように見えるので、今の段階でやはりこれは悪手なんじゃないのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 4第13号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情について賛成の立場で討論いたします。

自由討議で述べたとおり、インボイス制度の導入は、増税による負担を国民の中で押しつけ合うことを強いるものです。消費税導入以来、十五三一など、事業者と労働者を分断することで国民に消費税を強要させてきました。インボイス制度でも益税解消などと言っていますが、導入30年でいよいよ事実上課税免税点も廃止するということになり、その実質は連続消費税増税です。

安倍政権においては、二度にわたり税率を引き上げましたが、岸田政権においては、インボイス制度による課税対象の拡大と物価高騰に伴う消費税収の自然増の2つの隠れ消費税増税が行われてるということになります。物価が上がっても賃金が上がらないスタグフレーションに突入しつつある我が国の経済状況を見れば、これに拍車をかけるインボイス制度の導入は中止すべきだというふうに考えます。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

4第13号陳情 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（和地仁美君） 可否同数。

よって、本件については委員長裁決いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時30分 休憩

午前 9時31分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

可否同数でありましたので、よって委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、委員長は不採択と裁決いたします。

○委員長（和地仁美君） これをもって、令和4年第4回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前 9時32分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 和 地 仁 美